

日本の台湾統治と国立公園

親 泊 素 子*

はじめに

台湾の国立公園制度は二度の誕生をしている。最初の誕生は1935年（昭和10）10月20日付で日本の国立公園法が台湾にも適用され、1937年12月に3ヶ所の国立公園が指定された時で、その結果、大屯、次高タロコ、新高山阿里山が国立公園として指定された。しかし、同年に日華事変が勃発し、1941年には太平洋戦争がおこり、日本が指定した台湾の国立公園は利用が開始されないまま、候補地決定だけで終戦を迎えた。

二度目の誕生は1972年の台湾政府による国立公園法が施行された時である。これは1962年にシアトルで開催された第一回世界国立公園会議の後、世界各地で国立公園制度が作られ、台湾でも米国に留学をしていた台湾の学生等を中心となり国立公園設立運動を展開した結果といわれている⁽¹⁾。しかし、実質的に国立公園が設立されたのはそれから10年が経過した1982年で、最初に台湾南部の墾丁地域が台湾初の国立公園として指定を受けた。この二度目の国立公園制度はアメリカをモデルとした營造物の公園であり⁽²⁾、パークレンジャーの数や職能も多く、ビジターセンターなどの公園施設もアメリカの施設整備に近い大変充実したものである。しかし、一方ではアメリカの公園制度を規範としながらも、その管理手法は日本が戦前に国立公園を指定したときの地域制⁽³⁾の名残をとどめており、公園管理手法が和洋折衷で

ある。

2006年現在、台湾には6ヶ所の国立公園が指定されているが、本研究ではこの6ヶ所の国立公園のうち、日本の統治時代に指定を受けた次高タロコ、新高阿里山で、現在は玉山、タロコ、雪霸国立公園として指定されている台湾中部の3ヶ所の国立公園を中心に台湾統治の影響と痕跡についてまとめてみた。なお、大屯については首都台北に近く、地理的状況や土地利用についてもこの山岳型国立公園と異なる点が多いため、本研究の対象からはずした。

なお、本研究に際しては、2005年7月より11月にかけて実施された台湾国立公園協会委託プロジェクトの現地調査から得たものが多く、現地を案内してくださった台湾営建署国家公園組ならびに各地の国立公園事務所の所長はじめ現地職員の方々、中原大学陳其澎教授ならびに研究室の方々、蔡仁恵教授、(有)自然計画の宮地信良氏、國立東華大学除國士博士に深い感謝を申し述べたい。

I. 日本の台湾統治と国立公園制度の成立

1. 日本の台湾政策

日本の台湾統治がおこなわれたのは1895年4月の下関条約調印から1945年10月25日に台北での投降式典により植民地統治が終了した50年間である。それまでの台湾はどのように統治されていたのだろうか？

台湾の内陸部は20世紀のはじめごろまで、地形、地質、動植物は言うに及ばず、居住する原住民についてもほとんど知られておらず、世界最後の秘境ともいわれていた。特に台湾の山岳地帯にはタイヤル族をはじめとする首狩族がいたために、

2006年1月20日受付

* 江戸川大学 社会学部環境デザイン学科教授

キーワード：台湾統治、国立公園、地域制、營造物、原住民

人々は怖がって近寄ろうとしなかった⁽⁴⁾。

そもそも台湾で初めて政権を樹立したのはオランダである。オランダ人が16世紀の初頭に南部海岸（現在の台南の安平港付近）に植民地としての城を築き、貿易の経営に乗り出した時に、その地域を「タイオワン」と命名し、それ以降台湾とよばれるようになったという⁽⁵⁾。オランダはこの台湾に東インド会社支社を設立して、オランダと東アジア貿易の中継基地として利用したが、その統治は1624年から1661年まで37年間であった。続いて台湾に上陸したのがスペインで、ルソンから台湾北部へとあがってきて、台北を16年間支配したが、やがてオランダ人によって追われてしまつた⁽⁶⁾。

次に台湾を支配したのが明朝の鄭成功一族である。父子三代にわたって1662年から21年間にわたりて支配したが、1683年に清王朝によって滅ぼされ、その後1895年までの212年間、この清王朝によって台湾は支配されたのである⁽⁷⁾。この清王朝はオランダ人や鄭一族より広い範囲にわたって支配したが、台湾への渡航を厳しく取り締まっており、又、人口増加を防止するため、土地の開墾などもかなり制限していた。その結果、中央部の山岳地域は未開のままであった⁽⁸⁾。したがって、台湾全島にわたって本格的な統治を試みたのは日本ともいえるが、300年以上も異民族の侵入を拒んできた山岳部の原住民が簡単に服従するわけではなく、日本軍に対してもかなりの抵抗を続け、第5代総督の佐久間左馬大将になって、ようやく彼らの抵抗をゆるめることができたという⁽⁹⁾。したがって、最初の頃の総督は武官である陸海軍の大将、中将に限定されていたが、治安が落ち着いた1919年（大正8）には文官の任用が可能となり、田健治郎が初の文武総督として第8代総督に就任した。また、この頃から台湾統治の考え方も「現地中心主義」に基づく「非同化主義」から「内地延長主義政策」にもとづく「同化政策」に切り替わり、内地の法律が台湾にも適用され、台湾総督の権限は縮小された。同時に漢族系住民の漸進的同化が進められた⁽¹⁰⁾。

2. 台湾国立公園の成立について

台湾で国立公園成立の動きがはじまったのは1928年（昭和3）頃である。これは日本における自然保護と観光推進の動きと無縁ではない。日本では1927年（昭和2）に日本各地で水力発電が作られるのに伴い、風景問題が起こっている。また、この時期は世界経済恐慌が始まった時期で日本経済は不況にあえいでいた。そこで、その当時の田中内閣はその不況を開拓すべき、経済審議会を設置し、「外人の渡来を多からしめるため、名勝の保存、ホテルの増設、その他、観光視察に便宜となるべき諸般の施設の完備を図ること」等を答申して、官民の観光に対する関心が高まりつつあった⁽¹¹⁾。

こういった時期に、本多静六、田村剛等が動き、国立公園協会が1927年（昭和2）12月6日に設置された。この同じ流れの中で、台湾でも観光問題が取り上げられ、1928年（昭和3）1月に総督府営林署が田村剛を台湾に招聘し、新高山、阿里山一帯の風景計画調査を実施した。その翌年、田村剛らは「阿里山風景調査書」を出版し、その中でこの地区の経営、管理計画を各項目にわたって詳しく調査した結果を掲載した⁽¹²⁾。田村剛は不幸にもこの調査を終えての帰途、下関桟橋で右脚切断の事故にあい、その後9ヶ月間の入院生活を送ったという⁽¹³⁾。

また、同年4月には台北州が御大典記念事業の一つとして本多静六博士を招聘し、大屯山一帯の草山を中心とする調査を実施した。1931年（昭和6）4月1日に内地で国立公園法が公布されると、台湾へもその影響が広がり、その月の下旬には嘉義市役所内に官民連合の組織として阿里山国立公園協会が創設された。続いて、その年の11月にはタロコ宣伝協会が花蓮港に設置された。翌年の1932年（昭和7）4月には再び田村剛が招聘され、タロコ渓、木瓜渓を中心とする一帯の調査が実施された。田村剛は、次高山地帯を加えれば、新高山阿里山の国立公園候補地に引けをとらないとの報告をしている⁽¹⁴⁾。

台湾総督府は1933年（昭和8）6月28日に国

立公園調査会規定をもとに関係委員を任命し、その結果、8月には国立公園調査会が設置され、同年9月26日に第一回調査会が開催された。続いて、翌年の9月に第二回調査会が開催され、国立公園法の台湾施行及び国立公園選定方針も日本の選定に関する方針をそのまま踏襲することが決定された。1936年（昭和11）2月3日には台湾における第一回国立公園委員会が開催され、大屯山他2ヶ所の国立公園候補地とその区域決定に関する案件が審議され、3月にはやはり田村剛が大屯山国立公園候補地と松嶺一帯調査のために台湾に招聘されている⁽¹⁵⁾。

翌年の1937年（昭和12）には第二回国立公園委員会が開催され、12月27日総督府告示をもって、3ヶ所の地域が国立公園の指定をうけた。その3ヶ所とは「新高・阿里山」（現在の玉山と阿里山）、「次高・タロコ」（現在の雪山と合歡山）、「大屯」（現在の大屯山と七星山と觀音山）であり、総面積は46万ヘクタール余りであった⁽¹⁶⁾。こういった台湾の国立公園設立のための熱心な運動は、日本の政局が不安定であったにもかかわらず、本土の国立公園誘致のための地方陳情となんら変わらぬものであった。

II. 国立公園選定の条件

台湾の国立公園設立に関しては、基本的に日本の国立公園法が適用されたために、国立公園選定の条件も日本の場合と同じ基準で選考された。1936年（昭和11）2月3日に開催された第一回台湾国立公園委員会議事録の第一号議案の「国立公園ノ選定条件決定ノ件」によると、「国立公園ハ我が國ノ風景ヲ代表スルニ足ル自然ノ大風景地」であって、「国民的興味ヲ繋ギ得テ探勝者ニ対シテハ日常体験シ難キ感激ヲ与エルガ如キ傑出シタル大風景ニシテ海外ニ対シテモ誇示スルニ足リ世界ノ観光客ヲ誘致スルノ魅力ヲ有スルモノタルコト」としてあり、また、その条件に適合するものとしては以下に該当するものとしている⁽¹⁷⁾。

- (1) 同一型ノ風景ヲ代表シテ傑出セルコト
- (2) 自然的風景地ニシテソノ区域広大ナルコト

(3) 地形地貌ガ雄大ナルカ、或イハ風景が変化ニ富ミテ美ナルコト

次に第二副次条件として以下の項目が掲げられた。

- (1) 自然的素質ガ保健的ニシテ、多数人ノ利用ニ適スルモノナルコト、即チ、空気、日光、気候、土地、水等ノ自然的素質力保健的ニシテ多数人ノ登山、探勝、散策、釣魚、温泉浴、野営、宿泊等ノ利用ニ適スルコト
 - (2) 神社仏閣、史跡、天然記念物、自然現象等教化上ノ資料ニ豊富ナルコト。
即チ神社仏閣、史蹟、伝説等豊カニシテ、地質、植物、動物、気象等自然物又ハ自然現象ニ関指摘稀有ナル種類又ハ珍奇ナル現象ニ富メルコト
 - (3) 土地所有關係ガ公園設置ニ便宜ナルコト
即チ区域内ノ土地ハ（御料地）国有地、公有地、社寺有地等ヲ主トシ私有地ヲ包含スル場合ニ在リテハ成ル可ク土地所有者ガ国立公園ニ対シ理解ヲ有シ其ノ設置ニ付便益多キコト
 - (4) 位置ガ公衆ノ利用上有利ナルコト
即チ成ル可ク交通便利ニシテ且全国的分布ノ富ヲ得タル位置ニ存スルコト
 - (5) 水力電気、農業、林業、牧畜、水産、鉱業等各種産業風致トノ抵触少キコト
 - (6) 既設ノ公園的施設ガ国立公園計画上有効ニ利用セラルモノナルト共ニ将来ノ開発容易ニシテ国立公園事業ノ執行上便益多キコト
また、国立公園の区域決定方針として以下のことが定められた。
- (1) 自然的風景ノ破壊セラレタルモノハ区域ヨリ除外スルコト。但シ、復原ノ見込ミアルモノハ区域ニ包含セシムルコト。
 - (2) 選定ノ基礎トナリタル風景型式ヲ構成セザルモノトイエドモ、風地上関連アル優秀ナル風景要素ハ包含セシムルコト。
 - (3) 産業ソノ他ト抵触多キナルモノハナルベク区域ヨリ除外スルモ、国立公園ノ風地維持上特ニ必要ナルモノハ区域ニ包含セシムルコト。
 - (4) 私有地及ビ宅地田畠等私人ノ独占的使用ニ属スルモノハナルベク区域ヨリ除外スルコト

(5) 選定ノ基礎トナリタル風景型式ヲ構成セザルモノトイエドモ、国立公園ノ利用上特ニ必要ナル区域ハ包含セシムルコト。

こういった条件の下に候補に挙げられたのが三ヶ所で、第一回国立公園委員会の第二号議案は「国立公園候補地決定ノ件」として、議案書には当初、1. 大屯三彙、2. 新高山阿里山、3. タロコの名前が記載されたが、その後訂正され、審議されたときには、A, B, C の三地域国立公園候補地として名前を伏せてとり上げられ、それぞれの候補地が含まれる地域が括弧書きで提出された。

1. A 地域国立公園候補地（七星山、竹子山及び大屯山一帯地域）
2. B 地域国立公園候補地（次高、能高、合歡山及びタロコ一帯地域）
3. C 地域国立公園候補地（新高山を中心とする地域）

そして、第三号議案の「国立公園ノ名称ニ関スル件」で、第二号議案の候補地が国立公園として指定告示される場合を想定してあらかじめ、名称の選定もしておこうと下記の名前が候補名として掲げられた。

- (1) A 地域 (イ)七星国立公園
(ロ)大屯国立公園
(ハ)草山国立公園
- (2) B 地域 (イ)次高・タロコ国立公園
(ロ)合歡・タロコ国立公園
(ハ)中央国立公園
- (3) C 地域 (イ)新高山国立公園
(ロ)新高阿里山

最終的には大屯、新高阿里山、次高タロコに名前が決定した。残念ながら、この三公園は指定だけに終わり終戦を迎えることになった。これらの地域が今日の陽明山、玉山、タロコ、雪霸国立公園となっている。この選定条件からいえることは、台湾の国立公園も日本同様、地域制の国立公園が導入されたわけで、その結果、土地所有にかかわらず優れた景観を有する地域が国立公園としての指定を受けた形となった。但し、産業との共存という命題を抱えたままの地域制の国立公園の誕生はやはり経済優先がベースとなっており、観光に

よる大きな収入をも期待され、利用重視の公園として整備が進められたことは言うまでもない。そして、この地域制と観光利用優先の視点は戦後の台湾の国立公園の発展にもずっと影響を与えてきたように見受けられる。いずれにしろ、台湾で国立公園が日本国内とほぼ時期を同じくして成立し得たのは、台湾の傑出した風景の素晴らしさばかりでなく、国立公園として利用できる素地が台湾の統治政策の中でできあがっていたからである。

III. 日本統治が台湾の国立公園整備に与えた影響

日本が統治し始めた頃の台湾はまだ未開拓地域が多く、マラリア、風土病、匪賊、生蕃の恐怖があり、首都の台北でさえ人口が4万6,000人で、都市も非常に非衛生的だったという⁽¹⁸⁾。いわんや地方や原住民が居住する山岳地域は清朝がかなり厳しく本国から台湾への渡航をとりしまり、土地の開拓もかなり制限していたために地方への鉄道も道路も未発達の状態であった⁽¹⁹⁾。そこで、日本は統治を開始するとすぐにこれらの整備を進めていったのである。その結果、道路、鉄道、上下水道といったインフラ整備から、病院、学校、都市等の基盤整備が着々と進んでいった。台湾はこのときに近代化の道筋を作ったともいわれるほどである⁽²⁰⁾。そういう整備された道路や鉄道、生蕃取締りの巡査派出所などが、国立公園内の登山やトレッキングルートとして整備され、人々のレクリーション利用に大いに役立った。その中でも森林、学術調査、道路や橋梁の建設は今日の国立公園利用の上でも大きな痕跡を残している。

1. 森林調査と造林、植林、伐採

日本政府は台湾を領有すると、日本の林業が熱帯地域にまで拡大されることに大きな期待をよせ、すぐに「官有林野取締規則」を発布し、台湾人民に対して、土地所有の証明が出来ない土地はすべて国有地にすると宣言し、早速、その調査に取りかかった⁽²¹⁾。

1896年（明治29）の秋には、陸軍歩兵中尉、長野義虎に山地資源と高砂族部落の調査を命じ、彼は17日間を費やし、徒步で東部の玉里から阿里山を経て嘉義まで行っている⁽²²⁾。また、同年9月に東京帝大の林学博士で、国立公園設立の功労者でもある本多静六博士が台湾の山林調査を命ぜられ台湾に渡っている⁽²³⁾。

それまでの台湾は山岳地帯には首狩を行う原住民が住んでいるということでこわがって一般の人々は近づかず、山地の学術調査もほとんど行われていない状態だった。したがって、森林調査というと、総督府の役人が生蕃地に出入りする人間を呼び出して聞き取るか、または、外人教師によって書かれた書物による間接的な情報程度のものだった⁽²⁴⁾。

こういった状況下で本多静六が最初の山林調査場所として選んだのが、台湾最高峰の新高山であった。しかし、時の総督であった乃木将軍から、その地域の調査は危険なので、軍の占領地内での調査をしたほうがよいと助言されたという。しかし、本多静六はその助言をはねのけ、同年10月28日に総勢43人という数で新高山への森林調査を実施したのである。彼の回顧録の中には実際、乃木將軍の言ったとおり、この森林調査が命がけであったことが記されている⁽²⁵⁾。

調査グループの内訳は9人からなる日本人専門家の他に医者や人夫が逃げるのを監視する憲兵曹長や小屋や橋をかけたり出来る大工、それに途中の護衛を引き受けてくれる護衛兵も15名いたという。また、帰りにはマラリアにかかり、41度5分という高熱の中を原住民の背に負われて東埔社にたどり着いたという、まさに命がけの調査であった⁽²⁶⁾。

ちなみに1912年の記録によると、それまでに原住民の首狩の習慣で殺された死傷者は1,297人、死者761人に上ったとされており、漢人の犠牲者が主だったとはいえ、日本人の犠牲者も含まれており、故国からこういった動植物、山岳調査を依頼された研究者の気持ちはいかばかりであつただろうか⁽²⁷⁾。

1898年から1904年にかけて、総督府は台湾の

地籍調査も実施し、土地所有権の確認を行ったが、主としてこの時には平地が対象で、山林原野の調査は一部にとどまっていた。しかし、1910年から1914年にかけて、「五ヵ年計画理蕃事業」のもとに、調査を台湾の山林原野にまで拡大し、それによって民有地、官有地の土地所有が確定した⁽²⁸⁾。

総督府はこういった調査と同時に「台湾官有森林原野及び產物特別処分令」、「官有森林原野產物物壳渡規則」などの法律も公布し、土地所有、樟腦專壳制度、樟の造林計画などを次々に作成するとともに、現代台湾林業經營の基礎ともいえる森林經營、保安林制度、治水事業、造林事業、熱帶植物の研究などの活動も展開し、その管理は占領と同時に設立された拓殖部の林務課が担当した。また、1925年には「森林計画事業」をもとに日本政府が管理できる山林を拡大していき、原住民は逆に所有できる土地を失ってしまい、彼らが利用できる土地は「蕃人所要地」に限られてしまった⁽²⁹⁾。

こういった台湾の森林經營の中でも注目すべきは阿里山の森林鉄道であろう。阿里山はもともとは原始林で覆われた地域であったが、日本の統治時代に、石田常平という日本人が調査してこの原始森林を発見したという。総督府は、その後さらに林学博士の河合鉢太郎に再調査をさせ、阿里山森林開發計画を策定し、阿里山の伐採事業を始めた。そしてその伐採された木材輸送のために、標高30メートルの嘉義から2,274メートルの阿里山までの72キロメートルの長さを12年の歳月をかけて鉄道が建設され、ついにこの森林鉄道は1913年に完成した。また、この阿里山の森林鉄道を使って玉山へ登る新しい登山道も作られた⁽³⁰⁾。

2. 学術調査

森林調査と並んでいち早く動植物の専門家が台湾に送り込まれた。そして、彼らの調査結果が今日の台湾国立公園の動植物学の基礎を築いたといわれている。

日本が台湾を領有した次の年の8月には東京帝大の助手だった多田綱輔が動物調査のために台湾に派遣され、1年5ヶ月をかけて各地を調査した。

また、菊池米太郎は阿里山で「帝雉」の捕獲に成功し有名になった。また、1896年12月20日にはやはり東京帝大の多大な研究成果を残したことで知られる植物学者の牧野富太郎、大渡忠太郎、内山富次郎の三人の研究者が台湾に送り込まれた。造林の分野では林学博士の金平亮三が1910年に台湾に渡り、1928年までの18年間、台湾総督府中央研究所の林業部長として、台湾の有用な樹木や分類などを調査・研究し、台湾植物分類学の基礎を築いた人物として知られている。これらの研究者達は自然の脅威のほかに、土匪、生蕃などとも戦わなければならず、学者の中には銃の訓練をしてから出かける者もいたという。これらの学術調査結果は現在の台湾国立公園の生物多様性保全の大変な基礎となっており、こういった点から、日本領有は功罪相半ばすると語る台湾人もいる⁽³¹⁾。

3. 道路と橋梁の建設

第二代総督乃木希典が台湾に総督として赴任して最初に手がけたのが道路建設とその補修であった。最初に台北周辺の道路を整備し、同時に全島に南北を縦断する南北貫通道路の開設を計画した⁽³²⁾。次高・タロコ国立公園地域では1914年には理蕃道路、1916年には東海徒步道、1931年には蘇花臨海道を開通させている。また、1932年には合歡越道路の踏査を始め1934年に完成している。また、新高・阿里山の「八通関越横断道路」も1919年に日本が原住民の宣撫政策のために東西両側から新しい歩道をつくり、八通関越嶺道路として開通させ、この沿線に警察の駐在所をおいて管理したので、「警備道路」とも言われた⁽³³⁾。また、1943年には標高3,952メートルの新高山の主峰に登れるように、主峰から2.4キロ余りの標高3,528メートルの地点に排雲山荘という木造の建物を建て、そこに駐在所を置き、登山客の事務の取り扱いを行っていた⁽³⁴⁾。

また、道路建設とあわせて、かなりの数の橋梁も建設している。玉山、タロコ、雪霸国立公園の山岳型国立公園には多くの渓谷があり、橋を利用しないと到達できない山々も多い。特に新高・阿里山の八通関越横断道路にはいくつも建設されて

おり、その記録が残されている。また、次高・タロコの東海徒步道には吊り橋が合計7つも建設された記録が残っている。また、吊橋だけでなく、渓流や小川を横切るための小さな橋や土留めに日本独特の石積工法がふんだんに用いられており、こういったけわしい山々に道路や橋をかけた苦労と苦心のあとを、今日訪れても見ることが出来る⁽³⁵⁾。

こういった道路や構造物、建造物は今日、国立公園毎に修築、復元、再整備され、現在の公園利用に大いに役立っている。最近ではさらに古道の見直し、新たにそれに続く自然遊歩道の整備、駐在所の修復、復元といった形で過去の歴史・文化遺産の保全へと展開していっている。

4. 原住民政策

台湾総督府が原住民にとった政策は懷柔策であり、同化政策であった。その結果、彼らに対する教育が行われるようになり、1916年には「皇民化成策」の一環として学校や公共の場での日本語の使用が奨励された⁽³⁶⁾。その結果、原住民の中には祖父母から日本語を聞いて育った若者も多く、彼らは現在、国立公園の中で日本人観光客に対して山のガイドとして或いは国立公園のインターパリターとして活躍している。

また、彼らの特別な体力がかわれて、国立公園事務所の職員として採用され、レスキューチームの一員として、或いは高山地区の施設に駐在するレンジャーとして勤務している原住民もいる。例えば、玉山国立公園に居住するブヌン族は強靭な体で、かなり重い荷物を背負って山登りをすることができるからレスキューチームやシェルパとして雇われたりしている。また、タロコ国立公園では、原住民のタイヤル族に宿泊施設の運営を任せたり、ビジターセンターで彼らの生活の様子をデモンストレーションさせたり、歌やダンスで、国立公園を訪れる観光客に台湾の文化遺産を理解してもらおうとしている⁽³⁷⁾。

台湾にはもともと「高砂族」と通称呼ばれている山岳民族と、平地に住み「平埔族（peipo）」と呼ばれる原住民とがおり、かつては平埔蕃や熟

蕃とも呼ばれていた。山岳に住む高砂族はタイヤル, サイシャット, ブヌン, ツォウ, ルカイ, パイワン, パナパナヤン, アミ, ヤミ, サオ, カマラン族の11部族で、平地に住む平埔族は、ポアボサア, アリケン, ブプラン, パゼッヘ, ロック, タイボアン, ロンキョウ, ペイポ, カパランの9族である。これらの部族は同一部族であれば、言語が近いが、同じタイヤル族でも平埔族は言語が異なる⁽³⁸⁾。したがって、日本語教育はある意味では異なる言語でコミュニケーションがとれなかった原住民同士が日本語を通してコミュニケーションがとれるようになった利点があるが、一方ではその子供達が部族の言語を使えなくなったり、また異なる部族同士の結婚を奨励したところからアイデンティティクライシスに陥ったりする子供達もでるといった現象が起こっている⁽³⁹⁾。現在、玉山, タロコ, 雪霸の3公園でいずれも、人数は多くないが国立公園の職員として原住民が採用され、彼らの能力を生かす仕事を任せられている。

5. 日本の地名

日本の台湾領有時代につけられた地名には、地名自身が風景のイメージを表現するものや、四季の移り変わりを感じさせる情緒あふれる地名がたくさんあり、それらの地域の多くが現在、国立公園地域でビジャーセンターや休憩施設として利用されている。

例えば雪霸国立公園では観霧, 雲霧, 雪見, 檜山, 象鼻, 梅園といった地名や、タロコ国立公園では蓮花池, 竹村, 梅園といった場所があり、まさに地名そのままのどかな田園風景を楽しむことが出来る。国立公園事務所ではこういった名前にふさわしい景観が楽しめることから、これらの場所に遊歩道を整備し、雪見や霧を見ることが出来る場所に展望台やビジャーセンターを建設している。また、丸太砲台といった占領時代の遺跡についても、積極的に歴史遺産としての整備を図っている⁽⁴⁰⁾。

IV. 戦後の国立公園の成立

第二次世界大戦後、台湾の政権は中華民国政府に変わり、国民党が政権を握ると、最初に力を注いだのが、大陸からの侵略を阻止するための軍備であった。そのために1960年になるまで国立公園整備には目が向かなかった。しかし、1959年にメキシコシティで開催された国連経済社会理事会（ECOSOC）で、「国立公園は人類の知性、文化、福祉に貢献し、自然のままの動植物及び地質を末永く保全することで経済的、学術的な利益を人類にもたらす」として、世界の国々に国立公園の設置が呼びかけられ、1962年には、アメリカ合衆国のワシントン州シアトルで第一回世界国立公園会議が開催されると、世界各国の国立公園設置に更なる影響を与えた⁽⁴¹⁾。そのような時期に台湾の米国留学生が台湾への国立公園制度の導入に動いたが、議会での支持が十分得られず、その時期には公園設立まではいたらなかった⁽⁴²⁾。

ようやく1970年代に入り、台湾国内で国立公園設立運動が再燃した。その理由のひとつは1972年にイエローストーン国立公園生誕100周年を祝って、第二回世界国立公園会議が大規模に開催されたためである。また、同年、地球規模の環境会議としてはじめて、「国連人間環境会議」がストックホルムで開催され、世界的に環境問題への関心が高まった⁽⁴³⁾。その結果、台湾内政部によって、「国家公園法に関する委員会」が開催され、国家公園法の草案作りが始められ、1972年6月13日、ついに台湾の国家公園法が公布されたのである。台湾が自らの手で国立公園法を誕生させたこの年に、日本が台湾と国交を断絶したというのも皮肉なめぐり合わせである。しかし、国家公園組が設置されたのはそれから9年近く経た1981年で、その翌年に墾丁国家公園計画が承認され、1982年に海岸地域を含む墾丁地域が最初の国立公園としての指定を受けた。続いて1985年に玉山国立公園と陽明山国立公園の2ヶ所が指定され、翌年の1986年にはタロコ国立公園が設立された。雪霸国立公園ができたのは1992年で、

表 台湾の国家公園の面積、設立年及び2000年度利用者数

(単位: ha)

公園名	総面積	指定年月日	利用者数(人)
墾丁國家公園	32,631 (海域を含む)	1984年	4,597,740
玉山國家公園	105,490	1985年	1,335,000
陽明山國家公園	11,456	1985年	4,317,096
太魯閣國家公園	92,000	1986年	2,906,370
雪霸國家公園	76,850	1992年	262,000
金門國家公園	3,780	1995年	976,591

出典：内政部營建署 国家公園環境景觀國際檢討会大会手冊，2003年，pp. I-8-13

続いて蘭嶼國家公園が候補地として上げられたが、原子力廃棄物処理施設や現地住民との問題で指定作業が難航し、結局は指定を受けずに終わってしまった。そのかわり6番目の公園として指定を受けたのが金門戦役記念國家公園である⁽⁴⁴⁾。

7番目の公園候補として最近名前があげられたのが馬告檜木國家公園であるが、ここも原住民問題で暗礁に乗り上げ、指定作業は不調におわっている⁽⁴⁵⁾。

戦後の台湾国立公園の指定で、戦前に日本政府によって指定をうけた三公園が戦後最初の公園として選ばれず、墾丁国立公園が最初に選ばれた理由として、一説には1977年当時行政院長だった故蔣經国前総裁が恒春地方を視察したときに、墾丁で熱帯林の乱伐や、珊瑚や鍾乳石が採集されるのをみて、これを保護すべく國家公園制度制定に向けてのプロジェクトが本腰を入れてスタートしたためとも言われている⁽⁴⁶⁾。現在の台湾の国立公園の位置及び面積は図表のとおりである。

V. 日本の国立公園制度が台湾の公園制度に与えた影響について

以上のことから、戦前、戦後とまったく相反する公園制度を導入した台湾は、結果として、日本の地域制とアメリカの營造物の公園制度の両方をブレンドした形で戦後の国立公園を発展させていった。その結果、公園整備や管理運営の理念と実際の運用にひずみが生じ、そのつけが20年たった

今、出てきたところである。この管理運営の矛盾とは以下の問題ではなかろうか。

- (1) 地域制でありながら、營造物の公園管理を目指してきた。
- (2) 自然景観同様、価値ある歴史・文化を包含する地域は歴史公園として、同等の保全を図るべきであるが、自然性の高い場所や地域を価値ある資源として重視する傾向にあり、国立公園内の文化景観やそれを培ってきた原住民に対する配慮が弱い。
- (3) 公園利用者へのサービスについて、外国人観光客を除き、まだまだ富裕層に有利な状況で整備が進んでいるように見受けられる。国立公園への到達手段はマイカーが主流であり、宿泊施設も、台湾の中流社会の人々にとって割高の整備が行われている。また、官僚制の影響か、國家公園職員や関係者に対する施設整備やサービスは充実しており、その反面、低所得者に対する利用は十分整っているとは言い難い。

こういった上記の問題を具体的に解説すると以下の問題が浮上してくる。

1. 地域制の課題

台湾の国立公園は国立公園法に基づき、公園の保護と利用の管理が行われているが、原則的にアメリカの營造物の公園制度をモデルとしている。特に本研究でとりあげた玉山、タロコ、雪霸国立公園はほとんどが国有地であり、その点から見る

と、日本ほど民間との土地利用調整の苦労は少ないと思われる。しかし、他の省庁が深くかかわっており、特に林野庁が国有林管理の担い手として、営建署国家公園組にとっては目の上のたんこぶである。その他、国防省の軍事、レーダー基地などが公園内に点在しており、これらは軍事優先のために、国立公園として最も保護すべき高山の頂上や傑出した風景地、あるいは一番守らなければいけない生態保護区などに作られている。また、軍事上、そこへ到達できるようにかなりひろい幅員で道路も建設されておりするが、ある地点からは利用者はアクセスできなくなっている。現在のところ、最大の山林地主である林野庁には「さわらぬ神にたたりなし」といった対処の仕方をしているため、同じ地域に国立公園事務所によるビジャーセンターと林野庁がつくったビジャーセンターが並んで建設されているところもあり、調整の難しさを物語っている。現在、台湾は組織の再編をはかっており、将来、林野庁と国家公園組とが一緒になる可能性もあり目が離せない。

2. 地域住民の居住について

今回、調査対象地とした玉山、タロコ、雪霸国立公園のほとんどが国有地であるが、問題はこれらの国立公園の土地はもともと原住民の土地ではなかったかという議論が残っている。すなわち、各公園事務所は、アメリカの国立公園のインディアン政策同様出来るだけ公園内の居住者を排除したいという気持ちがあり、原住民の居住を原則認めていない。しかし、原住民としては、かつて日本の統治時代に国立公園の高山地域から平地に強制移住させられ、根拠のない土地調査によって所有権を奪われたという不平等な扱いに対する不満や怨念がたまっている。

こういった事に関しては各国立公園の所長や職員の間で統一した見解はもっておらず、さまざまな意見がだされているが、基本的にはアメリカ型の国立公園を規範としながら、公園内の居住者は最小限度にとどめておきたいようである。一方、玉山国立公園では八通越横断道路の整備に伴い、一部の職員は原住民を国立公園内に戻して住むこ

とを認め、宿泊施設やビジャーセンターの運営を任せたらどうかという意見を持つ者もいる。しかし、国立公園内の居住は最小限度にという上層部の意見がもっぱらは強い影響力をもっているようである。日本の国立公園の特色は、公園内で農林業の営みや、その他、多目的土地利用が許容される結果、人と自然が織りなす独特の半自然の風景を作り出し、それらの景観が、その地域の郷土景観として、特徴ある景観美をつくり出している。しかし、台湾の国立公園はアメリカ型を意識するあまり、地域住民を公園外に転出させ、文化資源の育成を阻んでいるきらいがある。その結果、過去に居住していた原住民や退役軍人の村の家屋などが、その歴史的価値を評価されないまま、とりこわされてしまうといったこともおこっている。

台湾における第7番目の国立公園が成立しなかった大きな理由のひとつにも原住民問題が挙げられる。今回指定をしようとしていた馬告檜木國家公園には原住民が居住しており、彼らは国立公園指定の条件として、国立公園管理の所長のポストならびに職員の多くを原住民から指名するよう要求を出してきた。しかし、それは国としては受け入れがたい要請として却下されたのである。台湾の国立公園所長や常勤の職員というのは日本同様、難しい国家公務員試験に合格したものでないとなれない。そこで、要求を出してきた原住民の能力を危惧したのか、差別的な扱いで受け入れがたかったのかは明らかではない。しかし、この国立公園の土地所有権に対する争いは、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドといった国々でも訴訟が起こっており、台湾の国立公園のみならず、いまや世界的なうねりとして、原住民の土地奪回の波は大きくなっている。

3. デザイン規制の問題

また、アメリカ型の国立公園は色やデザインの規制が厳しく、出来る限り周囲の自然景観と調和する色を使用することが基本となっており、茶や緑といった目立たない色の構造物が多い。しかし、地域制の国立公園内においては郷土色もその國の傑出した景観創生の担い手として取り込むことが

許されている。したがって、台湾の国立公園の一般規制区など、規制の比較的ゆるい区域においては台湾らしさを演出する赤や黄色の色が場所によっては使用することが許されてもよいと思えるのだが、國家公園内の構造物が同系色や保護色の色に塗り替えられ、没個性を引き起こしている。数年前にタロコ国立公園を訪れたときは中部横貫公路のかかる橋の多くが赤に塗られ、ガードレールも黄色の派手な色が用いられていて、その色使いの大胆さに驚いたものだが、その壮大なスケールの景観の中で違和感はなかった。しかし、翌年、再び訪れたときには、そういった自然と調和の取れた色を配慮したのか、くすんだベージュに塗り替えられていて台湾らしさが失われたような寂しさを覚えたものである。

4. 原住民の狩猟問題と土地利用

アメリカの国立公園では原則として動植物の狩猟・捕獲は禁止されているが、地域制の国立公園では基本的に、そこに居住する人々の生活の安定というものも配慮にいれた自然と人との共存が目標となっている。商業用利益としての過度な天然資源の採取や必要以上の土地の改変は許されるべきではないが、持続可能なかたちでのある程度の狩猟や土地利用を許してもよいと思うのだが、タロコ国立公園では原住民の公園内への復帰は認めず、その代わり、崇徳や三棧などの公園の周辺地区に住む原住民のために、その地区の再整備に公園事務所から多少の経費を出して専門家を送り、エコツーリズム、グリーンツーリズム推進のための支援をしていた。原住民が公園内へ戻ることを訴えても、公園事務所側の言い分は、公園地域外へ移住させたのは日本軍であって、われわれではないという責任逃れをしているふしもある。国立公園利用者にとっては原住民の文化は大変興味ある観光資源であり、むしろ、公園の文化資源として原住民の文化を積極的に紹介することによって、公園の魅力も倍増するとおもわれるが、歴史・文化遺産の整備はまだまだこれからだといえよう。

5. 歴史・文化遺産の復元について

現在、日本統治時代の名残を積極的に観光資源として取り込んでいくと、遺跡や古道の復元作業が始まられているが、こういった修理・復元に対する明確な基準がないために、場所によっては全部をこわしてしまい、そのレプリカが建設されたり、まったくことなった建造物がつくられたりと、復元手法のガイドラインがはっきりしていないように見られる。アメリカにおいては国立公園も歴史公園もナショナルパークサービスの管轄であり、それぞれの整備に対するガイドラインの厚い手引書が作られているが、台湾の国立公園では大まかな指針が設けられているだけで、詳細なガイドラインがないために雪霸国立公園の丸太砲台の駐在所のように貴重な建物が枠組みを残しただけで壊されてしまい、変わりに新しい展望台が建設される結果を招いたりしている。これはかって、終戦後、台湾を統治した国民党政府が日本色を一掃する目的で、すべてを破壊して日本文化の撲滅を図ったのに似ている。

おわりに

それでは日本型の公園とアメリカ型の公園制度のはざまでゆれる台湾の今後の国立公園管理はどうすべきであろうか？ まずは無理やりアメリカ型を目指して整備をするのではなく、地域制の利点を今一度、見直すべきではないだろうか。そして、原住民にも居住の場と生産の場をある程度認めてみてはどうだろうか。

台湾の国立公園は詩や和歌の詠める情緒を含んだ公園である。アメリカの国立公園でよくみられるバックパッキングやトレッキングの勇ましい姿での山登りも悪くはないが、まさに観霧、雪見の風景なのである。朝露に光る竹林、ウゲイスがなく梅園、梨や柿が実り、稲穂がたなびく里山の風景、スキ、ヒノキ、松林の世界なのである。むしろ文化、芸術が似合うのが台湾の国立公園なのである。玉山国立公園のブン族の音楽はその音階が独特のものをもっており、彼らの歌が谷あいに

こだまする風景はなにかもの悲しい。また、彼らは高山に居住していながら聖なる山には決して頂上に足をふみいれなかったという。山の頂上を征服するというより、神として崇め奉り、自然に対して謙虚さと真摯な態度で接してきたのである。また、それが四季折々に祈りとしての踊りにつながるのであろう。こうした文化を生かしたエコツーリズムを推進していくべきだろう。

2005年5月に台湾民進党の陳水扁が総統に就任すると、陳水扁は「台湾精神」を強調し、より台湾の過去の歴史を掘り起こし、その保護にのりだした⁽⁴⁷⁾。かつての国民党とちがい、過去を一掃するのではなく、過去にあった事実はあったものと認めその歴史を大事にしていこうという考え方から、国立公園内に残された日本統治時代の遺跡や建物を積極的に保存・活用する方向にむいており、それが古道や駐在所の復元と活用につながっている。そういう意味で台湾の国立公園整備は充実した方向に向かっている。スケールの大きい壮大な国際級の自然景観もさることながら、文化・歴史遺産の見直しをはじめ、情緒豊かな公園の魅力を追加しようとしている。しかし、国立公園職員の中には、この流れが現政権のみの政策と解釈する人もおり、彼らは今のうちに歴史的遺産の整備を急ぐ必要があると考え、国立公園のこういった整備予算の確保に力をいれている。

現在、日本各地は国立公園の看板では観光客を呼べないと世界遺産の指定に躍起になっている。小泉政権も「Visit Japan キャンペーン」や、「YOKOSO JAPAN キャンペーン」を繰り広げ、海外からの観光客の誘致に努めているが、こうした海外からの観光客を誘致して外貨を獲得する経済政策こそ、かつて、日本が国立公園制度をつくった1930年代の経済恐慌が始まった時代のスローガンだったのである。しかし、国立公園法が出来た1931年(昭和6)というのは、浜口内閣が総辞職し、若槻内閣が誕生したが同年の12月にはまた、総辞職に追い込まれた年である。さらに、その間に軍部によるクーデターが2回も企てられ、満州事変も起こっている。こういった社会的に不安定な時期に台湾の国立公園の指定運動も展開さ

れていたのである⁽⁴⁸⁾。

「風景論とは危機の時代における文学のひとつの方である」と、前国立公園協会会長の大井道夫氏は述べているが、まさに1930年代に日本政府が国内に国立公園を指定すると同時に、いちばんやく台湾に国立公園を誕生させようとしたのは、日本国内の政治的動搖の時にあって、日本人の台湾植民地への観光を促すことによって、国威を発揚させ、国民のナショナリズムを高揚させる手段として使われようとしたからではなかっただろうか。こういう意味で、世界遺産の掘り起こしに熱心な小泉政権や、文化・歴史遺産の保全、復元に力を注ぐ陳水扁政権にも似たような社会的危機を感じるのである。

《注》

- (1) 國立東華大学教授除國士博士インタビュー、タロコ国立公園管理事務所、2005年8月
- (2) 「營造物の公園」とは国立公園の保護と利用の目的を達成するために国が土地を公園占有として利用する方式で、代表的な国としてアメリカ、カナダ、オーストラリア等があげられる。
- (3) 「地域制の公園」とは土地の所有に関わらず景観的に優れた地域を公園として指定し、その保護のために公用制限を行う方式で、代表的な国として、日本、イギリス、韓国などがあげられる。
- (4) 黄文雄『日本人が台湾に残した武士道精神』、徳間書店、2003、pp.99-100。
- (5) 古野直也『台湾軍司令部 1895-1945』、株国書刊行会、2001、はじめにの頁。
- (6) 黄、p. 98.
- (7) 同上
- (8) 古野、p. 13.
- (9) 黄、p. 59, p. 99.
- (10) 古野、p. 139.
- (11) 田村 剛『日本の国立公園』、財国立公園協会、1951、pp. 28-29.
- (12) 曾 恵香 編『玉山回首：Reflections on Jade Mountain (1696-1985)』、内政部營建署玉山國家公園管理處、1990、p. 10.
- (13) 田村、p. 30.
- (14) 同上、p. 38.
- (15) 同上
- (16) 石川定俊『台湾に於ける国立公園の沿革』『国立公園』、No. 10、1938、pp. 6-7.
- (17) 台湾国立公園委員会『第一回台湾国立公園委員会議事録』、台湾總督府内務省土木課、1936。この3節の「国立公園選定の条件」については、東

- 華大学、除國士博士より譲り受けた上述の議事録コピーをもとに抜粋してまとめたものである。
- おそらくこの原本は台湾の林業試験所に保管されていると思われる。保管番号はNo.89であるが、これらの資料には頁が記載されていない。
- (18) 王 育徳、宗像隆幸『新しい台湾—独立への歴史と未来図』、弘文堂、1990、p.112.
- (19) 黄、p.103.
- (20) 同上、pp.72-73.
- (21) 陳 元陽『台湾の原住民と国家公園』、(財)九州大学出版会、1999、p.56.
- (22) 曾、p.16.
- (23) 本多静六『本多静六体験85年』、大日本雄弁会講談社、1952、p.137.
- (24) 同上、p.138.
- (25) 同上、pp.138-150.
- (26) 本多、pp.149-150.
- (27) 黄、p.104.
- (28) 陳、p.52.
- (29) 同上、p.58.
- (30) 曾、p.21.
- (31) 黄、pp.106-127.
- (32) 古野、p.129.
- (33) 張 明洵、登良 編『タロコ国立公園案内』、内政部營建署タロコ国立公園管理処、2003、p.96.
- (34) 曾、p.55, p.73, p.133.
- (35) 李 瑞宗『蘇花道今昔』、内政部營建署太魯閣國家公園管理処、2003、p.96.
- (36) 黄、p.186.
- (37) 国立公園職員インタビュー、台湾玉山国立公園、2005年7月
- (38) 黄、pp.181-182.
- (39) ブナン族公園ガイドインタビュー、排雲莊、玉山国立公園、2005年7月
- (40) 游登良 編『タロコ国立公園ガイドマップ』、台湾内政部營建署タロコ国立公園、2000.
- (41) 油井正昭、親泊素子「世界各国の自然保護地域の発展とその特徴」『桐蔭論叢』、No.12、2005、p.40.
- (42) 除 國士インタビュー
- (43) 同上
- (44) 親泊素子「台湾の自然保護地域と国家公園」『国立公園』、No.529、1994、pp.14-19.
- (45) 葉 世文 監修『台湾国家公園史 1900-2000』、内政部營建署、2000、pp.215-216.
- (46) 親泊、p.17.
- (47) 黄、p.53.
- (48) 親泊素子「日本の国立公園制度の成立について」『第31回日本台湾科学技術協力セミナー議事録』、(財)交流協会、1996、pp.23-26.



出典：内政部營建署 福爾摩莎之珠：Jewels of Ilha Formosa, 2001年, p. 21



写真1 原住民のパークガイド（玉山国立公園）



写真4 バリアフリーの整備も進んでいる
(タロコ国立公園)



写真2 整備された古道
(雪霸国立公園)



写真5 雄大な景観を有するタロコ国立公園



写真3 日本統治時代に命名された場所
(雪霸国立公園)



写真6 遠方に大霸尖山、小霸尖山を見る
事のできる展望台（雪霸国立公園）